

豊中市乳児院設置・運営事業者募集事業 仕様書

1. 事業について

(1) 業務名

豊中市乳児院設置・運営事業者募集事業

(2) 業務実施場所

次の行政財産の一部を使用許可により貸し出し。

児童福祉関連複合施設 1階東側 約471.87㎡（以下、公募対象施設という）

住所 大阪府豊中市桜の町3丁目12-10

施設図面（詳細資料については現地見学会にて配布予定）

(3) 業務期間

・設計等準備期間：令和6年（2024年）3月から令和6年（2024年）7月まで

・施設整備期間：令和6年（2024年）8月から令和7年（2025年）3月まで

・施設運営期間：令和7年（2025年）4月から令和12年（2030年）3月まで

※ 施設運営期間は5年以内とし、当該期間の更新は原則3回（通算20年）までとする。

※ 設置運営事業者による施設整備に係る工事は、令和6年（2024年）8月以降の着手となります。これ以前は工事には入れません。

業務内容

・児童福祉法に規定する「乳児院」の整備及び運営

・児童虐待防止対策支援事業実施要綱に基づく一時保護専用施設を設置し一時保護受託を行う

・子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施

(4) 対象者・定員

①対象者

乳児院入所児童、一時保護児童、ショートステイ利用児童とも、原則0歳児から2歳児

②定員

乳児院入所枠：10名（うちショートステイ枠2名、空床利用）

一時保護枠：4名（4名分の一時保護専用施設を設ける）

(5) 施設使用料

公募対象施設を使用していただくにあたり、設置運営事業者による使用開始の月より使用料を納付すること。

使用料については、「豊中市乳児院設置・運営事業者募集要項」1（9）の算定式に掲げるとおりとします。なお、公益を目的とした事業の用途に直接使用する場合として申請により50%減額するもの。

月の途中からの使用開始または月の途中で使用を終了する際には、年額の使用料×1/365（閏年は366日）とする。

2. 業務実施上の条件

(1) 乳児院施設整備について

①公募対象施設を乳児院施設に整備すること。

整備にあたっての施設設計及び改修工事は、設置運営事業者において実施すること。

②乳児院の運営開始は、令和7年4月から実施すること。

それまでに施設の整備、運営の準備をすること。

③施設整備に係る責任及び費用負担は設置運営事業者が負い、関係諸官庁との協議、工事にかかる近隣住民への説明、各種許認可申請手続き等についても設置運営事業者の負担により行うもの。

④使用期間中の禁止事項・制限等については、市の行政財産の使用許可に関する基準によるもの。

⑤設置運営事業者は、業務終了後は自らの責任及び負担により施設を原状回復すること。ただし、市が認めるものについては存置できるものとする。

(2) 乳児院施設運営について

①基本事項

1) 児童福祉施設として以下の法令等を遵守した運営を行うこと。

ア 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第103号）

イ その他児童福祉施設運営業務に係る関連法規

2) 業務運営にあたっては、乳児院措置費等により運営すること。

3) 公共の業務に携わる重要性および特定個人情報を含む個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う重要性を十分に認識し、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」を遵守するとともに、情報の厳格な管理および適切な運用のために必要な万全の体制を整備すること。

4) 本業務に携わる者は、個人情報はもちろんのこと、業務の遂行を通じて知り得た情報を漏らし、または盗用してはならず、その職を退いた後も同様とする。

5) 本業務に関する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。また、事故、災害などの緊急事態が発生した場合に備え、事前に体制を整備するとともに、緊急事態発生時においても、本業務の遂行に支障をきたすことがないよう、市と連携しながら対応策を講じること。

6) 本業務の実施にあたり、人権を侵害することのないよう留意するとともに、職員に対する人権研修を実施すること。

7) その他、本仕様書に記載のない事項また疑義のある場合は、市と設置運営事業者双方で協議のうえ、決定すること。

②事前準備

設置運営事業者は、業務運営開始までの間に職員の確保や体制構築をはじめとした責任のある業務設計および職員の研修などを行い、業務のスムーズかつ安定的な運営を実現すること。

③保健衛生（朝食、昼食、夕食の提供）

- 1) 乳児院調理業務については、子どもの発達および特性に合わせた離乳食、乳幼児食およびアレルギー食への対応を十分に行うこと。また、誤食等事故のないよう安全管理を徹底すること。
- 2) 調理業務について、衛生管理面に配慮し提供すること。
- 3) 調理業務について、給食業者等に委託することは可能。

④健康管理

- 1) 設置運営事業者は、法令に基づき利用児童の体調管理を適切に行うため、医師または嘱託医を置くこと。
- 2) 入所中の児童に対し、法令に基づき入所時の健康診断および臨時の健康診断を行うこと。

⑤保護者対応・安全確保

設置運営事業者は、施設内での不慮の事故や保育に起因する事故に対応するため、賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金支払いにより損害賠償責任に対応すること。

⑥関係部局との調整

- 1) 設置運営事業者は選定後、速やかに乳児院の施設整備及び開設に係る手続きを行うこと。
- 2) 設置運営事業者は、本業務の運営にあたり適宜市と情報共有の場を設け、市と連携のうえ業務運営を行うこと。
- 3) 設置運営事業者は、職員研修や避難訓練等について、市と調整のうえ必要に応じて合同で職員研修や避難訓練を行うこと。
- 4) 本業務内容について、その運営状況等によって業務内容を変更、停止する場合には、事前に市と協議のうえ行うこと。

⑦事故報告

設置運営事業者は、何らかの事故などにより正常な業務運営ができない状況に至ったときには、速やかに市に口頭・書面により報告するとともに、事故報告書（発生年月日時刻、内容、対応、原因の分析、今後における防止策）を市に提出すること。なお、「事故」には、情報漏えい、公金の紛失など実際に人身や施設・設備などの損害となって現れなかったものも含む。

3. 経費の負担

(1) 設置運営事業者負担

次に掲げる項目は、すべて設置運営事業者の負担とします。

- ① 乳児院開設準備にかかる施設設計、改修整備、備品等に要する費用
- ② 乳児院運営管理にかかる警備業務委託、清掃業務委託、機械保守等の費用
(公募対象施設全体に係る当該業務委託料にかかる使用面積分相当額)
- ③ 乳児院運営管理に係る光熱水費（電気、上下水道）及びごみ処理委託料（実費分相当）・電話、FAX、インターネット等の通信回線に関する費用
- ④ 乳児院運営管理に係る賠償責任保険料
- ⑤ 業務運営開始後の施設改修に係る費用
ただし、災害時の改修など対象施設全体に関わる改修の場合、係る経費については双

方協議により決定するものとします。

- ⑥ 業務期間終了後に施設の解体、撤去等（原状回復）を行う場合、それらにかかる費用
- ⑦ その他事業者が負担することが相当と考えられる費用

4. 業務遂行の方法

(1) 業務実績の報告

設置運営事業者は、市の求めに応じ報告書類等の提出について協力すること。

(2) 緊急事態の対応

設置運営事業者は、事故、災害等緊急事態が発生した場合は、市と協力し、乳幼児の安全を図るよう適切な行動をとること。

(3) 施設使用許可の取り消し等

市は、設置運営事業者が次のいずれかに該当するときは、施設使用の許可を取り消すことができます。

- ① 正当な理由がなく本業務を実施しないときまたは明らかに実施の見込みがないとき。
- ② 関係法令、条例、規則または本仕様書の規定に違反したとき。
- ③ 本業務に関し不正行為があったとき。
- ④ 設置運営事業者が、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用したとき。
- ⑤ 本業務の企画提案書類等提出の際にその内容に虚偽があることが判明したとき。
- ⑥ 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員および豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められる団体に該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ⑦ 設置運営事業者が本業務を終了しようとするとき。
- ⑧ その他設置運営事業者による本業務を継続することが適当でないとしたとき。

(4) トラブル対応

設置運営事業者が行う本業務に関する苦情・トラブルについての対応は、設置運営事業者側で責任をもって行い、その内容（軽易なものを除く）については、市に随時報告を行うこと。

(5) 損害賠償

設置運営事業者は、本業務の実施にあたって生じた事故等に対して一切の責任を負い、設置運営事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは損害を賠償しなければならない。また、事故等があった場合には、市に発生原因、経過、被害の内容などを速やかに報告すること。

5. その他

この仕様に定めのない事項またはこの仕様に疑義が生じた事項については、必要に応じ市および設置運営事業者が協議してこれを定めるものとします。なお、ここに記載されていない事項の

うち、本業務に付随して当然必要と認められるものについては、設置運営事業者の負担によりこれを処理すること。

6. 応募先・質問・問い合わせ先（事務局）

〒560-0023 豊中市岡上の町2丁目1番15号
豊中市こども未来部児童相談所開設準備チーム

担当 小山、阿山

受付時間：8時45分から17時15分

TEL：06-6852-5563 Fax：06-6846-6080

E-mail：jisoujunbi@city.toyonaka.osaka.jp

